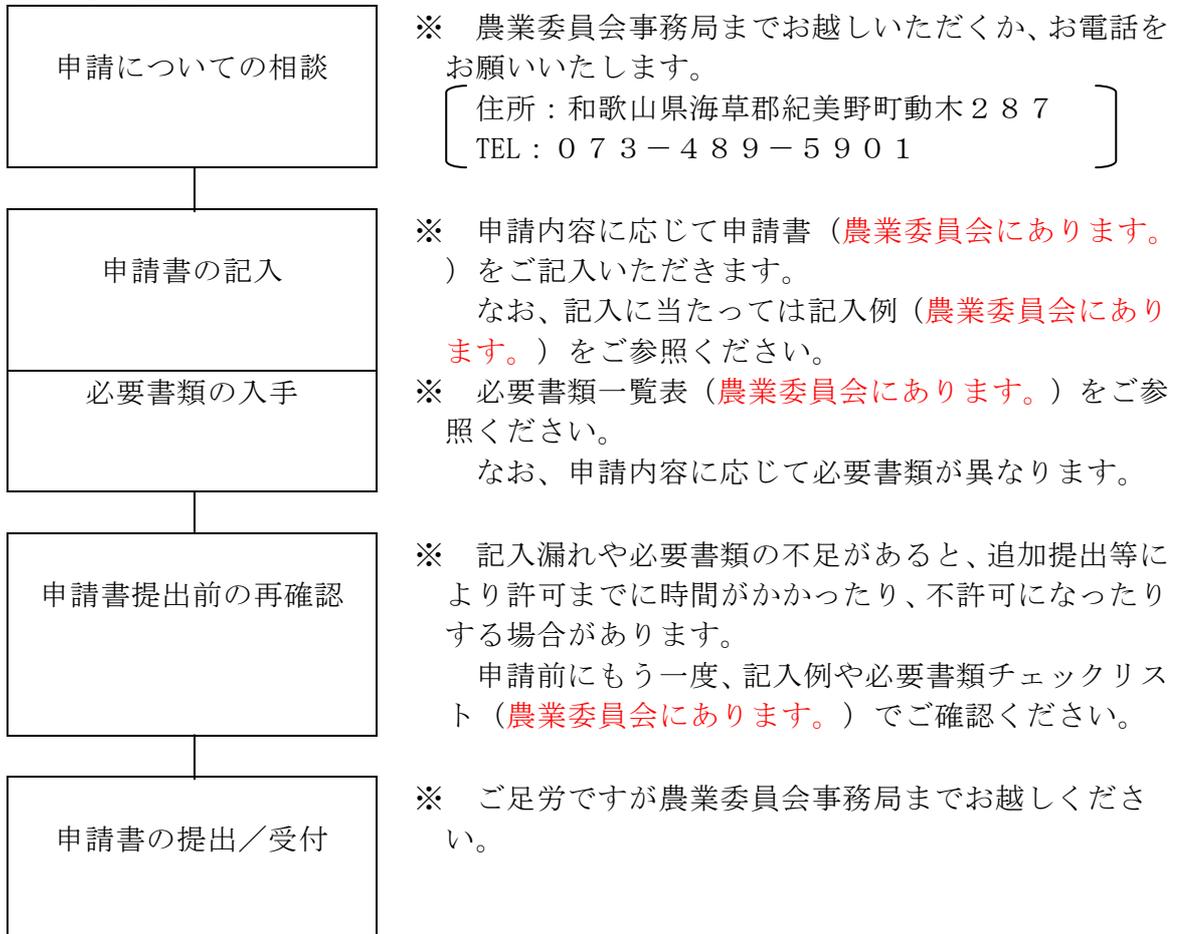


## ○ 農地法第3条許可事務の流れ

- ・ 農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きなどをご説明いたします。
- ・ 紀美野町農業委員会では、申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を30日と定め、迅速な許可事務に努めております。（あくまで標準的な処理期間ですので、必ず30日以内に処理できるというのではなく、申請書の提出時期等により、30日以上かかる場合もあります。）

なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

### 申請者の方の流れ



### 農業委員会等の流れ

（申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間は30日です。）

